



秋田県青少年交流センターの使用について

1 次のいずれかに該当する場合は、秋田県青少年交流センター（以下センターという。）の使用許可を取り消します。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる場合。
- (2) 管理上支障があると認められる場合。
- (3) 団体等又は使用目的が確認できない場合。
- (4) 使用許可にかかる目的等の内容を改ざんした場合。
- (5) 施設、備付器具をき損するおそれがあると認められる場合。
- (6) 営利を目的、又は目的とするおそれがあると認められる場合。
 - (例) ア 入場料、参加費を徴収するとき。（多目的ホールを除く。）
 - イ 施設申請者自らが講師となって勉強会、講習会等を開催し、受講料を徴収するとき。
 - ウ 施設内で直接金銭の授受を伴う販売行為又は契約をするとき。
 - エ 上記ウの行為は行わなくとも、一般の参加者を募り、特定の企業の製品等の宣伝、広告、勧誘の類いを行うとき。（勉強会、説明会も含む）
 - オ 連鎖取引販売（マルチ商法、ネットワークビジネス）とみなされる勧誘を行うとき。
- (7) 宗教活動と認められる場合。
 - (例) 特定の宗教団体が、不特定多数に布教活動を行う使用のとき。
- (8) 政治活動と認められる場合。
 - (例) 特定の政治団体が、不特定多数に政治活動を行う使用のとき。

2 使用上の注意

- (1) 使用時間はお守り下さい。使用時間には準備や後片付けも含まれます。
- (2) 防音設備はありませんので、周囲に迷惑となるような使用はできません。
- (3) 許可なく施設内の壁・窓等にポスター、看板等を貼り付ける行為や、施設内外でのチラシ等を配布する行為、寄附金品を募集することはできません。
- (4) 施設、設備、備品等に異常を発見した場合、又は破損した場合は、速やかに職員に連絡してください。
- (5) センターの施設又は設備を破損したときは、賠償していただく場合があります。
- (6) 使用の権利の、譲渡、転売はできません。
- (7) 虚偽の申請であることが判明した場合、承認後であっても、承認を取消すことがあります。また、今後の使用に制限を加えることもありますので御留意ください。
- (8) 所定の場所以外での喫煙は御遠慮ください。
- (9) その他、センターが特に指示したことは厳守してください。